

7. 大型乗用自動車等通行止め



おおがたじょうようじどうしゃ とくていちゅうがたじょうようじどうしゃ  
大型乗用自動車と特定中型乗用自動車  
は通行できません。

(306)

8. 二輪の自動車・原動機付自転車通行止め



にりん じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ つうこう  
二輪の自動車、原動機付自転車は通行  
できません。

(307)

9. 自転車以外の軽車両通行止め



じてんしゃいがい けいしやりょうつうこう  
自転車は通行できますが、荷車やリヤ  
カーなどは通行できません。

(308)

10. 自転車通行止め



じてんしゃ つうこう  
自転車は通行できません。

(309)

11. 車両(組合せ)通行止め



ひょうじばん ひょうじ くるま つうこう  
標示板に表示されている車は通行でき  
ません。(この場合は、自動車と原動  
機付自転車は通行できません。)

(310)

12. 大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り  
通行禁止



おおがたじどう にりんしゃ ふつうじどう にりんしゃ  
大型自動二輪車と普通自動二輪車は、  
二人乗りをして通行してはいけません。  
(側車付きのものを除きます。)

(310の2)

13. タイヤチェーンを取り付けていない車両通行  
止め



タイヤチェーンを着けていない車両は  
通行できません。

(310の3)

14. 指定方向外進行禁止

していほうこうがいしんこうきんし  
車は、矢印の方向以外へは進行できません。



(右折禁止)



(直進、右折禁止)



(左折、右折禁止)



(直進禁止)



(左斜めの道路へ  
左折禁止)



(標識の右側を  
通行禁止)

(311-A~F)

15. 車両横断禁止



くるま おうだん  
車は、横断してはいけません。  
(道路外の施設または場所に入出入りする  
ための左折をとまなう横断はできます。)

(312)

16. 転回禁止



くるま てんかい  
車は、転回してはいけません。

(313)

17. 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止



くるま どうろ みぎわがぶぶん だ つうこうきんし  
車は、道路の右側部分にはみ出して追  
い越しをしてはいけません。

(314)

18. 追越し禁止



くるま おいこ  
車は、追い越しをしてはいけません。

追越し禁止

(314の2)

19. 駐停車禁止



くるま ちゅうしや ていしや  
車は、駐車や停車をしてはいけません。  
(数字は禁止の時間を示しています。こ  
の場合は、8時から20時までの間は駐  
車も停車も禁止です。)

(315)

## 持ち込みが制限される物品について

路線バスを利用する旅客は、以下の物品を車内に持ち込んではいけません。

また、旅客自動車運送事業者は、旅客が乗車している車両で以下の物品を運搬してはいけません。

- ① 火薬類（50発以内の実包や空包で、弾帯または薬ごうに挿入してあるものを除く。）
- ② 玩具用煙火（100グラム以下のものを除く。）
- ③ 引火性液体（ガソリン、灯油、軽油など。ただし、喫煙用ライターや懐炉に使用しているものを除く。）
- ④ フィルムその他のセルロイド類（100グラム以下のものを除く。）
- ⑤ 発火性物質や爆発性物質（黄りん、カーバイト、マグネシウム粉、過酸化ソーダなど）
- ⑥ 放射性物質等
- ⑦ 腐食性物質（苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸など）
- ⑧ 高圧ガス（消火器内に封入した炭酸ガスや医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）
- ⑨ 有毒ガスや、有毒ガスを発生するおそれのある物質（クロロ・ホルム、ホルマリンなど）
- ⑩ 刃物
- ⑪ マッチ（500グラム以下のものを除く。）
- ⑫ 電池（乾電池は除く。）
- ⑬ 死体
- ⑭ 動物（身体障がい者補助犬や愛玩用の小動物を除く。）
- ⑮ 事業用自動車の通路や出入口または非常口をふさぐおそれのあるもの
- ⑯ その他、他の旅客の迷惑となるおそれのあるものや、車内を著しく汚損するおそれのあるもの



※ただし、つぎの条件に適合する場合は持ち込むことができます。

- ① 火薬類
  - ア 300グラム以下の猟銃雷管や信号雷管で、振動、衝撃などで発火するおそれのない容器に入れてあるもの
  - イ 500グラム以下の信号焰管や信号火せん
  - ウ 100グラム以下の競技用紙雷管
  - エ 銃器にそうてんした実包や空包（職務のため銃器を所持する警察官や監獄官吏などが持ち込む場合に限る。）
- ② 引火性液体
  - ア 0.5リットル以下で、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
  - イ 10キログラム以下の引火のおそれのあるペンキ類で、金属製容器に密閉してあるもの
- ③ セルロイド類
  - ア 300グラム以下で、紙箱などの電気絶縁物質で包装してあるもの
  - イ 映画用フィルムで、ファイバなどの不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの（容器は、振動衝撃などでふたが開くことのないようにしてあること）
  - ウ 映画用フィルムで、フィルム用容器に入れ、帆布製の袋に入れてあるもの
- ④ 25キログラム以下の乾燥した状態のカーバイトで、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- ⑤ 500グラム以下の写真撮影用せん光粉で、飛散するおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
- ⑥ 腐食性物質
  - ア 0.5リットル以下で、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
  - イ 25グラム以下の固体の苛性カリで、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- ⑦ 0.5リットル以下の液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンで、もれるおそれのない容器に密閉し、容器が破損しないように包装してあるもの
- ⑧ 刃物であって、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの
- ⑨ 電池で、堅固な木箱に入れ、端子が外部に露出しないように荷造りしてあるもの